

京都市上下水道局告示第17号

京都市指定給水装置工事事業者から、京都市指定給水装置工事事業者規程第7条第1項の規定に基づき事業の廃止の届出がありましたので、同規程第10条第2号の規定に基づき告示します。

令和6年6月13日

京都市公営企業管理者  
上下水道局長 吉川 雅則

1 廃止届出業者名等

指定番号70号 業者コード118号  
京都市西京区桂市ノ前町20番地12  
清水水道工業所  
清水 弘

2 廃止年月日

令和6年5月31日

(上下水道局水道部水道管路課)